

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

景観まちづくり課 (内線: 7387)

1 目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) とっとりの美しい街 なみづくり事業	7,372	0	7,372				7,372	
トータルコスト	8,986千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	地域資源を活用したまちづくり実施地区数の増(100地区)							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 美しい街なみ整備を促進するため、街なみ整備・修景等を実施する所有者に対して助成する経費。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 景観重要建造物緊急支援事業 地域にとっての宝でありながら、老朽化が進んだために緊急的に修理が必要な地域景観に影響のある建造物を守るため、緊急的に行われる応急修理の経費に対して助成。 【対象経費】 景観法に基づく景観計画区域のうち特に重点的に景観形成を図る必要がある区域にある景観重要建造物(民間に限る。)の倒壊の防止等、建造物を守るための応急的な経費に限る。 【補助率】 県2/5</p> <p>(2) 鳥取県街なみ環境整備等促進事業 街なみや景観の保全にかかる国庫補助事業を市町村が実施する場合において、事業を促進する観点から、所有者が負担する費用の一部について助成。 【補助率】 県1/9(市町村を通じた間接補助)、国1/3、市町村1/3、所有者2/9 【対象とする国庫補助事業】</p> <p>1) 街なみ環境整備促進事業 地域住民による「まちづくり協定」に基づき、街なみ環境整備事業が実施される場合に、当該事業で実施する事業のうち、民間の修景事業。</p> <p>2) 歴史的環境形成総合支援促進事業 国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点地域において、歴史的環境形成総合支援事業が実施される場合に、当該事業で実施する事業のうち、以下に該当する民間事業。</p> <p>a. 歴史的風致形成建造物の修理 b. 歴史的風致を損なっている建造物等の外観修景</p> <p>3) 景観形成総合支援促進事業 外客来訪促進地域等に含まれ、景観重要建造物が存する地域において、景観形成総合支援事業が実施される場合に、当該事業で実施する事業のうち、以下に該当する民間事業。</p> <p>a. 景観重要建造物の修理 b. 景観重要建造物の外観修景、屋外広告物の外観修景・除却等</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 これまでは、街なみ整備事業については市町村交付金により助成していたが、所有者の負担が大きいため、事業が進んでいないため、所有者に対する助成を行う。</p>								